平成２２年（フ）第６８９４号
大阪府柏原市旭ケ丘１丁目11番８号
債務者　馬場　正吉
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８９５号
大阪府柏原市旭ケ丘１丁目11番８号
債務者　馬場　敏美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６１３号
大阪府豊中市上津島２丁目21番17号
債務者　山田　直之
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　滋寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６１４号
大阪府豊中市上津島２丁目21番17号
債務者　山田　節子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　滋寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１０号
大分県宇佐市大字畑田1257番地の１
債務者　大森　政彦
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３５３号
名古屋市昭和区塩付通３丁目13番地　メゾン塩付202号
債務者　村瀬　正明
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　良周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４０４号
札幌市豊平区平岸２条18丁目１番30―130号
債務者　本間芙沙子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　直継
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８１９号
名古屋市中川区松年町２丁目63番地の４
債務者　江頭　　貴
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸岩　龍弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２８２号
北海道恵庭市桜町２丁目３番10―303号
債務者　南　　義宏
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　宏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７９５号
札幌市中央区宮の森３条８丁目４番５号
債務者　橋本　行子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　均
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５３号
埼玉県春日部市大衾197番地８
債務者　岩崎　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横家　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２９２６号
札幌市西区二十四軒２条４丁目３番６号　高尾荘201号
債務者　岩渕千恵子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０８号
愛知県豊田市大林町９丁目99番地　アリビオ大林Ｃ―1224、住民票上の住所愛知県豊川市花井町５番地12
債務者　森田健太郎
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本みさ紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８８４号
埼玉県入間市久保稲荷４丁目12番地５　ハイツアスナロ101
債務者　駒井　健二
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９２０号
埼玉県日高市大字下鹿山182番地１
債務者　小林　寿代
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２４５８号
名古屋市守山区大字中志段味字冨士塚2384番地の１　グランボナール４Ｄ
債務者　長屋　　剛
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２６６号
愛知県知多市岡田緑が丘20番地の９
債務者　田中　雅美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部